

建設工事現場で働く労働者の安全意識を高めましょう !!

建設従事者教育

《建設工事に従事する労働者に対する安全衛生教育》

● 不安全行動とヒューマンエラーを防ぐために ●

人間の注意力には限界があり、どんなに注意深い慎重な人であっても、疲労や、錯覚などで、ヒューマンエラーなどを起こす可能性があります。

厚生労働省が3年ごとに公表している『労働災害原因要素の分析』の中で、建設業の「不安全的状態別・不安全的行動別死傷者数」を見てみると、建設業全体に占める不安全的状態・行動による死傷者数は約80%を占めています。

不安全的状態・行動とヒューマンエラーによる労働災害を減少させるためには、適切な安全設備の設置や、管理と併せて、**労働者の安全衛生に関する意識を向上させること**、が安全衛生活動上、大変重要なこととなります。

このようなことから、『人間は不安全行動を行うもの』として、対策を講ずることが重要であり、そのためには、“注意喚起、だけではなく、**繰り返し、労働者への安全衛生教育・訓練、を行うことが安全衛生意識の向上に効果的である**と考えられます。

特に、『安全衛生は必要なことである。』と労働者に認識してもらうためには、事業者などが安全衛生活動をより一層、積極的に取り組む必要があります。

今般、建設業労働災害防止協会が策定した『第8次建設業労働災害防止5か年計画[平成30年度～平成34年度]』においては、第7次計画期間中の労働災害発生状況から、死亡者数を15%以上減少、休業4日以上死傷者数を5%以上減少させることを目標としており、その目標を達成するために、建設業労働災害防止協会が行う重点対策の一つとして、『建設工事に従事する労働者に対する安全衛生教育[建設従事者教育]』の推進、併せて、各事業場が実施する主要な対策として、本教育の実施を掲げています。

さらに、**厚生労働省、国土交通省及び大分県は、本教育の実施を推奨している**ところです。

建設従事者教育は、講師が建設工事現場に出向いて教育を実施することとしており、また、その教育内容については、労働者の遵守義務を中心とした基本的なカリキュラムに、ご要望に応じ、工事現場に合致した実技体験訓練など、効果的な内容を盛り込むことが可能なものです。不安全行動、ヒューマンエラーなどを防止し、安全衛生活動の更なる向上のため、事業者に代わって行う専門機関における本教育を積極的にご活用ください。



『建設従事者に対する安全衛生教育』の更なる実施が求められています !!

厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 安全課長・労働衛生課長・化学物質対策課長から、建設業労働災害防止協会長に対し、「平成30年度の建設業における安全衛生対策の推進に係る協力要請について」〔平成30年3月13日付け基安安発0313第3号等〕が発出され下記の「建設工事従事者教育の徹底」が指示されました。

◆ 『建設工事従事者教育の徹底』 ◆

「建設工事に従事する労働者に対する安全衛生教育について」〔平成15年3月25日付け基安安発第0325001号〕に基づき、建設現場で働く労働者が守らなければならない労働安全衛生法令の遵守事項等の基本的事項についての教育の推進を図る。

また、建設工事関係者連絡会議において、発注者等にも周知し、関係者の参加を勧奨する。

厚生労働省及び国土交通省は、 『建設従事者に対する安全衛生教育の実施』を推奨しています。

厚生労働省 労働基準局 安全衛生部長から大分労働局長に対し、「建設工事に従事する労働者に対する安全衛生教育について」〔平成15年3月25日付け基安安発第0325001号通達〕を発出

国土交通省 大臣官房 技術調査課長から建設業労働災害防止協会長に対し、「平成15年度における建設工事事故防止のための重点対策の実施について」〔平成15年3月28日付け国官技第346号の2〕を発出

写

大分労働局長 殿

基安安発第0325001号
平成15年3月25日

厚生労働省労働基準局安全衛生部長

建設工事に従事する労働者に対する安全衛生教育について

建設工事における労働災害を防止するためには、建設工事における元方事業者、関係請負人等の事業者が労働災害を防止するための措置を確実に実施するとともに、的確な労働災害防止活動を実施することが必要であるが、併せて建設工事現場で働く労働者も労働災害の重要性を認識し、事業者が行う措置に応じて必要な事項を遵守し、労働災害防止活動に積極的に協力することが重要である。

こうした観点に立って、建設業労働災害防止協会では、今般、建設現場で働く労働者が守らなければならない労働安全衛生法の遵守事項等の基本的事項について周知徹底するための教育手法を示した「建設工事に従事する労働者に対する安全衛生教育に関する指針」を別添（添付省略）のとおり策定し、その普及を図ることとしているところである。

厚生労働省としても、建設業における労働災害を防止する上で、当該指針に基づいた教育の普及が重要と考えられることから、貴職におかれても、管内の建設業における当該指針に基づく建設工事に従事する労働者に対する安全衛生教育の普及に努められたい。

国土交通省及び大分県の発注工事の工事成績評価に加点されます。

国土交通省及び大分県の発注工事においては、施工業者が『建設従事者教育』を実施した場合、工事成績評価の際に『創意工夫・安全衛生』の項目で加点されます。

詳しくは、国土交通省各地方整備局又は大分県土木事務所などにお問い合わせください。

建設従事者教育の内容

1 対象者

対象者は、建設工事現場で、工事の施工に直接従事する建設従事者、職長、安全衛生責任者などです。

2 教育の場所

要請があった建設工事現場の作業所に、当支部の講師が出向いて教育を実施します。

3 受講者数

1回当たりの受講者数は、実技訓練を実施する関係から20名程度としています。

なお、小規模工事などで建設従事者の人数が20名未満の場合、他の工事現場との合同での教育も可能です。

4 教育カリキュラム

教育カリキュラムは、学科4時間と実技訓練2時間との合計6時間の教育です。

科目	内容	時間
1 労働安全衛生関係法令	事業者の責任と労働者の遵守義務	0.5時間
2 安全施工サイクルに関する事項	安全施工サイクルの実施方法 〔安全ミーティング、KY活動、現地KY、作業手順など〕	1.0時間
3 現場の労働安全衛生に関する具体的実施事項	① 現場での安全管理体制 ② 現場での安全点検 ③ 有害物、有害作業、有害場所等の健康障害防止など	1.5時間
4 労働災害の事例及びその対策	作業行動による労働災害防止対策 〔ヒューマンエラー関係を含む。〕	1.0時間
5 実技体験訓練 〔現場でできる実技体験訓練〕	① 服装及び保護具の適切な装着方法 ② 現場での合図の種類、方法及び確認 ③ 適切な安全指示の方法と対応 〔現場の工事の種類、受講者の職種に応じた対応が可能〕	2.0時間
合計		6.0時間

5 修了証の交付及び実施報告書の発行

本教育を修了した受講者全員には、当該教育を実施したことを証する修了証を交付いたします。

また、本教育を依頼された事業者には、実施報告書を発行いたします。

実技体験訓練の実例



服装点検運動



グーパー運動



玉掛け 3・3・3運動



重機の死角の確認体験



胴ベルト型安全帯ぶら下がり体験



ハーネス型安全帯ぶら下がり体験

《 お問い合わせ先 》
建設業労働災害防止協会 大分県支部

建災防 大分県支部



で検索 !!